

令和4年度もりおか企業エネルギーサポート給付金支給事業実施業務委託に係る公募型プロポーザルを次のとおり実施します。

令和4年6月28日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 業務の概要

(1) 名称

もりおか企業エネルギーサポート給付金支給事業実施業務委託

(2) 業務目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化する中で、原油価格の高騰や公共料金（電気）の値上げの影響を受けている中小企業者の事業継続を緊急的に支援するもの。

(3) 発注者

盛岡市

(4) 委託期間

契約の日から令和5年2月28日まで

(5) 委託の仕様

別紙仕様書のとおり。

(6) 事業費

本事業は、受託者が事業を実施するに当たり要する経費（以下、「事務費」という。）及び中小企業者に支給する給付金（以下、「給付金」という。）で構成するものである。

(7) 提案上限額

このプロポーザルにおいては、事務費に係る経費のみを積算するものとし、その提案上限額は以下のとおりとする。

提案上限額 58,800千円（消費税及び地方消費税を含む。）

支給件数 6,300件を想定

※給付金の原資に相当するものについては、契約時において想定する支給件数とし、給付金の原資に相当するものを加えた金額で契約を締結する予定であるほか、支給実績に応じて、増減を伴う契約変更を行う。

2 提案者の資格要件

次に掲げる要件を満たす法人及びその他の団体とします。

- (1) 盛岡市内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有するもの。なお、グループ

で提案する場合は、代表となる法人又はその他団体がこの条件を満たしていること。

(2) 法人及びその他の団体又はその代表者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 第 1 項に該当する者

イ 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準による指名停止を現に受けている者

ウ 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者並びに盛岡市に納付すべき市民税等を滞納している者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者

オ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされている者

カ 法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）又は営業所等の代表者、その他の団体の場合は団体の代表者、理事等（法人の場合の役員又は営業所等の代表者と同様の責任を有する者を含む。）のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がある者

キ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者

ク 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者

3 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

書類	部数
ア 提案申込書（様式第1号） ※ グループで申し込む場合は、グループ申請構成書（様式第1-2号）を提出してください。 ※ グループの構成員となる場合は、単独での申込はできません。	1部
イ 提案資格を有していることを証明する次の書類 (ア) 法人登記簿の謄本 ※ 写しでも可。ただし3か月以内に取得したものに限り。 (イ) 定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、代表者の決定、総会等の運営、財産の管理等の定めがある書類）の写し	各1部

書類	部数
(ウ) 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3） ※ 現在の納税地を所轄する税務署に、オンライン又は納税証明書交付請求書（書面）で交付請求を行い取得してください。 (エ) 盛岡市が保有する税情報及び住民基本台帳の記録の照会・確認をすることの同意書（様式第2号） ※ 直近（納付期限が到来しているものを指す。）法人税等又は市民税等の納税義務がない場合は、その理由を記載した申立書（様式第3号）を提出してください。	
ウ 申請する団体の役員等名簿（様式第4号）	1部
エ 設立趣旨、事業内容のパンフレット等、提案者の概要が分かるもの	8部
オ 企画提案書（様式第5号）	8部
カ 事業予算書（様式第6号） ※ 事務費の積算について、支給件数を6,300件と想定したものを提出すること。	8部
キ 実績調書（様式第7号） ※ 官公庁又は民間における類似業務等の契約実績を記載してください。	8部
ク グループの代表者、代表権限、意思決定の手続等グループの組織に関する取決めを記載した書類の写し（任意様式） ※ グループで申し込む場合のみ提出してください。	8部

※ グループで申し込む場合、グループを構成するすべての法人及びその他の団体について、上記イ、ウ、エ及びキの書類を提出してください。

※ 現に盛岡市の入札参加資格者等名簿に登録されている法人及びその他の団体については、上記イ及びウの書類提出を不要とします。

4 書類の受付

(1) 受付期限

令和4年7月11日（月）正午必着

※ 第3で指定した提出書類のうち、ア、エ、クについては7月7日（木）正午（必着）までに提出してください。

(2) 提出先

〒020-8531 盛岡市若園町2番18号 盛岡市役所若園町分庁舎2階
盛岡市商工労働部経済企画課

(3) 提出方法

提出書類は、持参又は郵送（簡易書留又はレターパック）により、提出すること。

※ 持参の場合、受付時間は土曜・日曜を除く、午前8時30分から午後5時30分までとします。（ただし、7月11日（月）は正午までとする）

5 質問の受付及び回答

公募に関する質問を次のとおり受け付けます。質問票（様式A）に必要事項を記入の上、電子メールで提出願います。口頭及び質問票によらない質問は受け付けません。

(1) 質問受付期限

令和4年7月1日（金）正午

(2) 質問に対する回答の公表

令和4年7月5日（火）に盛岡市公式ホームページへ掲載し、公表します。ただし、審査に影響しない軽微な質問については、当該質問者のみに回答する場合があります。

(3) 質問票提出先

「8 問合せ先」に記載の電子メールアドレス宛て提出してください。

6 提案書類の審査

(1) 審査方法

ア 一次審査（書類審査）

参加者が5者以下の場合は、資格要件の審査のみ行います。参加者が6者以上の場合は企画提案書等による書類審査を実施し、5者以内に選考します。

イ 二次審査（プレゼンテーション等による審査）

参加者によるプレゼンテーション及びプレゼンテーションに対する審査員からのヒアリングにより、審査を行います。プレゼンテーション及びヒアリングの時間は、1者当たり30分（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）とします。

※ プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコンの使用を認めますが、これらの機材は参加者が準備することを原則とし、事前に市に連絡することとします。また、追加資料等の提出は認めません。

※ プレゼンテーションの順番については、経済企画課において抽選により決定します。

(2) 審査基準

次に掲げる項目等を総合的に勘案し、評価の高い提案を選定します。

なお、審査基準の詳細は、次のとおりです。

ア 業務に対する基本的な考え方

- ・業務の目的や趣旨を理解し、的確な内容の提案となっているか。
- ・情報セキュリティに対する事故を防止するための措置を講じているか。

イ 企画提案内容

- ・事業者等からの問い合わせに滞りなく対応できる体制を用意できるか。
- ・周知しようとする情報を適切に伝えるため、デザイン性を担保できるか。
- ・デジタル技術の活用や不正防止対策の取組等により、迅速かつ公正な給付を行えるか。
- ・誤支給に備えたセキュリティ対策を行っているか。
- ・中小企業診断士、公認会計士等、専門家の助言を得られる実施体制を用意できるか。

ウ 業務を適正かつ誠実に履行する能力・実施体制等

- ・多額の資金を用いた給付金の支払に当たり、業務遂行できる法人等であるか。
- ・実施体制や業務計画は適切か。
- ・費用対効果の観点から適正な見積額となっているか。

(3) 審査結果

審査結果は、提案者に対して速やかに通知するとともに、盛岡市公式ホームページへ掲載し、公表します。

(4) 公募・審査日程（予定）

ア 公募の開始	6月28日（火）
イ 質問票の受付期限	7月1日（金）正午必着
ウ 質問に対する回答の公表	7月5日（火）
エ 参加意思の表明	7月7日（木）正午必着
	※提出書類のうち、ア、エ、クを提出
オ 提案書類の受付期限	7月11日（月）正午必着
カ 一次審査の実施	7月11日（月）～7月12日（火）※予定
キ 会計管理者による適性検査（書類のみ）	7月12日（火）
ク 二次審査の実施	7月13日（水）※予定
	二次審査の日時等の詳細は、一次審査による上位5位までの提案者に対し別途通知します。
	実施場所は盛岡市役所若園町分庁舎です。
ケ 審査結果の通知	7月14日（木）※予定
コ 見積合わせの実施	7月20日（水）※予定
サ 契約締結	7月20日（水）※予定
シ 中小企業者からの給付金申請の受付開始	8月8日（月）※予定

7 その他、提案に係る留意事項

(1) 提案に関して必要となる費用は、すべて提案者の負担とします。

(2) 提出された書類は、原則として返却しません。

なお、提出された書類は、盛岡市情報公開条例に基づき開示等を実施する場合があります。

(3) 提案内容に含まれる特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとします。

(4) このプロポーザルに関する説明会は開催しません。

(5) 公募資料等のデータは盛岡市公式ホームページからダウンロードしてください。

(6) 提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合があります。

(7) 選定後の契約方法等について、次のとおり御留意願います。

ア 契約は、随意契約とし、第1順位者から見積書を徴取の上、契約書を作成します。

イ 契約の内容となる仕様書は、別紙仕様書及び第1順位者が提出した企画提案書等を基に作成しますが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、市と第1順位者との協議により提案内容を一部変更した上で、仕様書を作成することがあります。この場合において、第1順位者との協議が整わなかった場合は、順次、補欠順位の上位者と協議を行うものとします。

8 問合せ先

盛岡市商工労働部経済企画課 担当者：商業振興係 沢藤、平賀

住所：〒020-8531 盛岡市若園町2番18号 盛岡市役所若園町分庁舎2階

電話番号：019-613-8389（直通）

電子メールアドレス：keizai@city.morioka.iwate.jp